

ストップ・ザ 児童虐待

—— 虐待から子どもを守るために ——



児童福祉法が改正され、子どもの相談は、まず、市町村が対応することになりました。

平成17年度から、県内の全市町村に児童相談窓口が開設されました。

児童相談所も、今までどおり相談を受け付けますが、市町村を全面的に応援し、より高度で専門的な課題に取り組んでいきます。

山形県
人権啓発活動ネットワーク協議会

子どもの虐待とは？

児童虐待は、親や親に代わる保護者等が子どもに対して行う以下の行為をいいます。

◆虐待の種類とその特徴

身体的虐待

子どもを叩いたり、蹴ったり、やけどをさせる等、子どもの身体にケガや苦痛をあたえることをいいます。



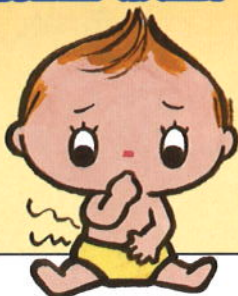
性的虐待

子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど、子どもにわいせつな行為をしたりさせることをいいます。



ネグレクト(養育拒否・放置)

適切な衣食住の世話をしない、学校に行かせない、病気やケガをしても医者に診せない、自動車内に置き去りにするなど、子どもに必要な養育をしないことをいいます。



心理的虐待

子どもを無視する、きょうだい間でひどく差別する、おどす、なじる、罵声をあびせるなど、心理的ないじめをして、子どもの心に傷を負わせることをいいます。



こんなことも虐待です！

同居人が子どもに暴力を振っているのを、お母さんが知っていてそのまましているのも虐待です。



保護者以外の同居人による子ども虐待を保護者が放置する。

子どもの目の前で配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)が行われること等、直接子どもに対して向けられた行為でなくても、著しい心理的外傷を与えること。(心理的虐待)

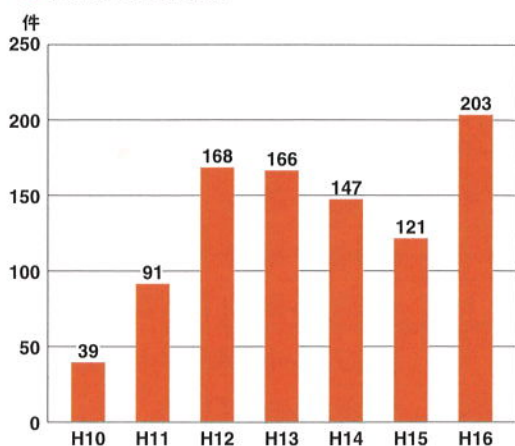
子どもの目の前で、お父さんがお母さんを殴ることは、子どもに暴力を振るわなくても虐待になります。



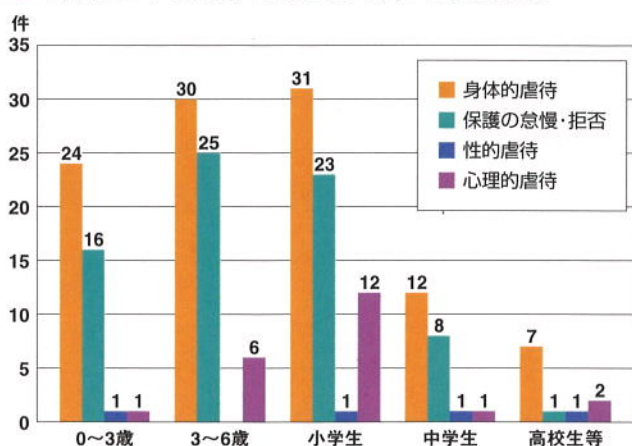
虐待の判断は子どもの側に立って判断すべきで親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待というわけではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子がかわいいと思っ
ていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。(著・小林美智子 1994)

山形県の虐待の現状

◆相談受付件数

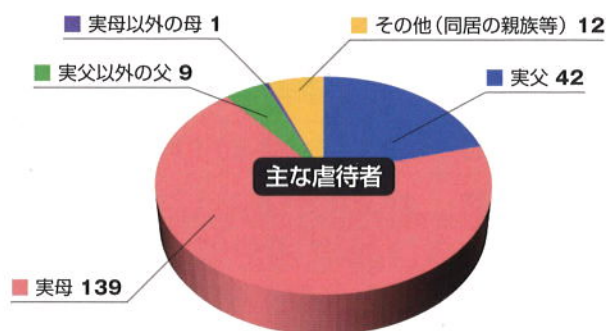
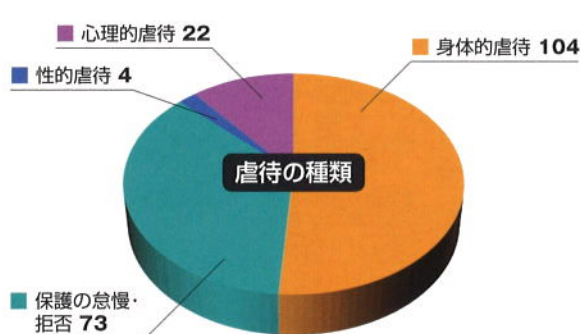


◆平成16年度被虐待児の年齢・相談種別



県内の児童虐待相談は、年によって波はありますが増加傾向にあります。相談児童の年齢割合は、6歳までで約50%、小学生年齢が33%。近年、学校からの相談が多くなっています。

◆平成16年度の状況



虐待をしてしまうのは、子どもに一番身近なお母さんが圧倒的に多いのです。このことは、お母さんへの支援がまず必要だといわれています。

虐待はどうして起きるの？

虐待は、どこの家庭にでも起きる可能性があります。これらの問題が、虐待の引き金になることもあっていわれています。

社会的要因

- 育児について、誰も相談する人がいない。
- 育児について自信がなく不安。
- 子どもとだけの生活に息が詰まりそう。等

家庭の要因

- 夫が育児に協力しない。
- お酒を飲んで、家族に暴力を振るう。
- 家族間や実家との不仲で苦しんでいる。
- 経済的に苦しい。等

子どもの要因

- 育てにくい。●手がかかる。
- 発育発達が遅い。●反抗的。
- 動きが激しく言うことをきかない。等